

第百四回国会 衆議院 議院 運営委員会 議録 第三十一号

昭和六十一年五月二十二日(木曜日)

午前十一時開議

出席委員

委員長 綿貫 民輔君

理事 越智 伊平君 理事 愛知 和男君

理事 中川 秀直君 理事 古賀 誠君

理事 高村 正彦君 理事 広瀬 秀吉君

理事 渡辺 三郎君 理事 平石磨作太郎君

理事 中井 治君

甘利 明君 加藤 卓二君

北川 正恭君 榎井 新君

田中 直紀君 谷垣 禎一君

松田 九郎君 網岡 雄君

伊藤 忠治君 横江 金夫君

沼川 洋一君 日笠 勝之君

東中 光雄君

委員外の出席者

議長 坂田 道太君

副議長 勝間田清一君

参議院議長 遠藤 要君

委員長 事務 総長 弥富啓之助君

本日の会議に付した案件

国会法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第一〇号)

各委員会からの閉会中審査申出の件

閉会中の委員派遣に関する件

本日の本会議の議事に関する件

○綿貫委員長 これより会議を開きます。

まず、参議院提出の国会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を聴取いたします。

参議院議員遠藤要君。

国会法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○遠藤参議院議員 たいま議題となりました国会法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げる機会をちょうだいいたしまして、心から感謝申し上げます。

本案は、参議院に、国政の基本的事項に関し、長期的かつ総合的な調査を行う調査会を設けようとするものであります。

参議院におきましては、かねてより、議長のもとに各会派の代表者で構成する参議院改革協議会を設け、その組織及び運営の改革について検討を進めてまいりましたところ、先般、同協議会から、参議院議員の任期に着目し、長期かつ総合的な観点からの調査を行うことのできる機関として、参議院に調査会を設ける必要があるとの答申がありました。本案は、この答申に基づくものであります。

以下、その内容を申し上げます。

まず第一に、参議院は、国政の基本的事項に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、調査会を設けることができることとし、この調査会は、参議院議員の半数の任期満了の日まで存続することとしております。

なお、調査会の名称、調査事項及び委員の数は、参議院の議決でこれを定めることとしております。

第二に、調査会の委員は、議院において選任し、調査会が存続する間、その任にあるものとすし、また、調査会長は、調査会においてその委員がこれを互選することとしております。

第三に、調査会には、委員会の議決定足数、公聴会、国務大臣の出席要求、閉会中の審査等所要の規定を準用することとしております。

なお、附則において、本改正は第百五回国会の召集の日からこれを施行することとしておりますほか、関係法律について所要の整備を行うこととしております。

以上が本案の趣旨及びその内容でございます。何とぞ御審議の上、御賛同くださるようお願い申し上げます。

○綿貫委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

本案につきましては、当委員会に付託されてから、理事会等において各党御協議を願っておりますが、委員会においては、本月初めて議題としたものであります。

この際、委員長から、理事会等における各党の御意見を踏まえながら、委員会を代表して、一言申し上げたいと存じます。

まず第一に、本案の趣旨は参議院の調査会に係るものとはいえ、国会法に規定する以上、衆議院においても検討する時間的余裕が望ましいのではないかと存じます。

第二に、専ら一院に關係する事項については、両院共通事項を規定している国会法に規定するのはいかがなものであろうか。

第三に、現在の委員会制度から見て、調査会の性格がいま一つ明瞭ではない。例えば、調査会は付託議案は審議しないとしながら、調査会提出の法律案を認めていること。

また、調査会の他委員会に対する立法勸告権の内容等について検討する時間的余裕がなかった。

第四に、一部の党から、調査会と国政調査権、特に証人喚問等に問題があるのではないかと存じます。

その他、調査会の運営に当たっては、将来本院に關連がある問題が起こった場合、十分に相互に協議を行うこと等の御意見があったことを申し上げておきたいと存じます。

○綿貫委員長 本案に対し、別に質疑、討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

国会法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○綿貫委員長 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、たいま議決いたしました本案の委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○綿貫委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

〔報告書は附録に掲載〕

○綿貫委員長 次に、たいま議決いたしました国会法の一部を改正する法律案は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○綿貫委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○綿貫委員長 この際、申し上げます。

今国会、本委員会に参考のため送付されました陳情書は一件であります。

○綿貫委員長 次に、各委員会からの閉会中審査申出の件についてであります。懲罰委員会を除く内閣委員会外十六常任委員会及び災害対策特別委員会外七特別委員会から、お手元の印刷物のおり閉会中審査の申し出が参っております。

第百四回国会各委員会閉会中審査申出案件 内閣委員会

- 一、地方公共団体の執行機関が国の機関として行い事務の整理及び合理化に関する法律案(内閣提出第七八号)
 - 二、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)
 - 三、プライバシー保護基本法案(井上普方君外九名提出、衆法第三号)
 - 四、電子計算機を利用する個人情報処理業務の規制に関する法律案(井上普方君外九名提出、衆法第四号)
 - 五、中小企業庁設置法案(清水勇君外六名提出、衆法第一四号)
 - 六、行政機構並びにその運営に関する件
 - 七、恩給及び法制一般に関する件
 - 八、公務員の制度及び給与に関する件
 - 九、栄典に関する件
- 地方行政委員会
- 一、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七一号)
 - 二、地方自治に関する件
 - 三、地方財政に関する件
 - 四、警察に関する件
 - 五、消防に関する件
- 法務委員会
- 一、外国人登録法の一部を改正する法律案(稲葉誠一君外七名提出、第百一回国会衆法第二号)
 - 二、裁判所の司法行政に関する件
 - 三、法務行政及び検察行政に関する件

四、国内治安及び人権擁護に関する件 外務委員会

- 一、国際情勢に関する件
 - 二、税制に関する件
 - 三、関税に関する件
 - 四、金融に関する件
 - 五、証券取引に関する件
 - 六、外国為替に関する件
 - 七、国有財産に関する件
 - 八、専売事業に関する件
 - 九、印刷事業に関する件
 - 一〇、造幣事業に関する件
- 文教委員会
- 一、学校教育法の一部を改正する法律案(佐藤道君外二名提出、第百二回国会衆法第三号)
 - 二、学校教育法等の一部を改正する法律案(中西續介君外二名提出、第百二回国会衆法第四号)
 - 三、公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(中西續介君外二名提出、第百二回国会衆法第五号)
 - 四、公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案(馬場昇君外二名提出、第百二回国会衆法第六号)
 - 五、児童生徒急増地域に係る公立の小中学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案(木島喜兵衛君外二名提出、第百二回国会衆法第八号)
 - 六、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(木島喜兵衛君外二名提出、第百二回国会衆法第九号)
 - 七、義務教育諸学校等の女子教職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(佐藤道君外二名提出、衆法第一二二号)

八、文教行政の基本施策に関する件

- 九、学校教育に関する件
 - 一〇、社会教育に関する件
 - 一一、体育に関する件
 - 一二、学術研究及び宗教に関する件
 - 一三、国際文化交流に関する件
 - 一四、文化財保護に関する件
- 社会労働委員会
- 一、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百三回国会衆法第一号)
 - 二、職業安定法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百三回国会衆法第二号)
 - 三、老人保健法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)
 - 四、国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案(内閣提出第七五号)
 - 五、短時間労働者保護法案(平石磨作太郎君外四名提出、第百一回国会衆法第五号)
 - 六、短期労働者及び短時間労働者の保護に関する法律案(藤田高敏君外四名提出、第百一回国会衆法第一三三号)
 - 七、母子保健法の一部を改正する法律案(平石磨作太郎君外四名提出、第百一回国会衆法第一六号)
 - 八、児童福祉法の一部を改正する法律案(平石磨作太郎君外四名提出、第百一回国会衆法第一七号)
 - 九、雇用保険法の一部を改正する法律案(池端清一君外三名提出、第百二回国会衆法第一〇号)
 - 一〇、家内労働法の一部を改正する法律案(大橋敏雄君外四名提出、第百二回国会衆法第一七号)
 - 一一、地域福祉保健活動の推進に関する法律案(沼川洋一君外四名提出、第百二回国会衆法第二三三号)
 - 一二、労働基準法の一部を改正する法律案(森井忠良君外四名提出、衆法第一八号)

一三、厚生関係の基本施策に関する件

- 一四、労働関係の基本施策に関する件
 - 一五、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件
 - 一六、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件
- 農林水産委員会
- 一、農産物の自給の促進及び備蓄の確保のための農業生産の振興に関する法律案(安井吉典君外七名提出、第百一回国会衆法第二八号)
 - 二、総合食糧管理法(安井吉典君外七名提出、第百一回国会衆法第二九号)
 - 三、農民組合法案(安井吉典君外七名提出、第百一回国会衆法第三〇号)
 - 四、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案(宮崎茂一君外一名提出、第百二回国会衆法第一八号)
 - 五、地域農業振興法案(島田琢郎君外七名提出、第百二回国会衆法第二〇号)
 - 六、鶏卵の需給の安定に関する法律案(島田琢郎君外四名提出、第百二回国会衆法第三八号)
 - 七、採卵養鶏業への農外大企業者等の進出の規制等に関する法律案(津川武一君外一名提出、第百二回国会衆法第三九号)
 - 八、農林水産業の振興に関する件
 - 九、農林水産物に関する件
 - 一〇、農林水産業団体に関する件
 - 一一、農林水産金融に関する件
 - 一二、農林漁業災害補償制度に関する件
- 商工委員会
- 一、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案(長田武士君外四名提出、第百一回国会衆法第二二号)
 - 二、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(長田武士君外四名提出、第百一回国会衆法第一四号)

三、武器等の輸出の禁止等に関する法律案
(後藤茂君外九名提出、第百一回国会衆法
第二三三号)

四、訪問販売等に関する法律の一部を改正す
る法律案(長田武士君外四名提出、第百一
回国会衆法第二六号)

五、官公需についての中小企業者の受注の確
保に関する法律の一部を改正する法律案
(小沢和秋君外一名提出、第百一回国会衆
法第三一三号)

六、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正
する法律案(小沢和秋君外一名提出、第百
一回国会衆法第三二二号)

七、大企業者等の小売業の事業活動の規制に
関する法律案(小沢和秋君外一名提出、第
百一回国会衆法第三三三号)

八、大規模小売店舗等調整法案(上坂昇君外
八名提出、第百一回国会衆法第三二二号)

九、通商産業の基本施策に関する件

一〇、中小企業に関する件

一一、資源エネルギーに関する件

一二、特許及び工業技術に関する件

一三、経済の計画及び総合調整に関する件

一四、私的独占の禁止及び公正取引に関する
件

一五、鉱業と一般公益との調整等に関する件

運輸委員会

一、日本国有鉄道改革法案(内閣提出第五三
号)

二、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式
会社に関する法律案(内閣提出第五四号)

三、新幹線鉄道保有機構法案(内閣提出第五
五号)

四、日本国有鉄道清算事業団法案(内閣提出
第五六号)

五、日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有
鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関す
る特別措置法案(内閣提出第五七号)

六、鉄道事業法案(内閣提出第六九号)

七、日本国有鉄道改革法等施行法案(内閣提
出第七〇号)

八、船舶安全法及び道路運送車両法の一部を
改正する法律案(内閣提出第七七号)

九、地域交通整備法案(小林恒人君外六名提
出、第百一回国会衆法第二四号)

一〇、交通事業における公共割引の国庫負担
に関する法律案(吉原米治君外六名提出、
第百一回国会衆法第二五号)

一一、都市における公共交通の環境整備に関
する特別措置法案(左近正男君外九名提
出、第百一回国会衆法第一九号)

一二、日本鉄道株式会社法案(嶋崎讓君外八
名提出、衆法第一五五号)

一三、日本国有鉄道の解散及び特定長期債務
の処理に関する法律案(嶋崎讓君外八名提
出、衆法第一六号)

一四、日本鉄道株式会社希望退職者等雇用対
策特別措置法案(嶋崎讓君外八名提出、衆
法第一七号)

一五、陸運に関する件

一六、海運に関する件

一七、航空に関する件

一八、日本国有鉄道の経営に関する件

一九、港湾に関する件

二〇、海上保安に関する件

二一、観光に関する件

二二、気象に関する件

通信委員会

一、通信行政に関する件

二、郵政事業に関する件

三、郵政監察に関する件

四、電気通信に関する件

五、電波監視及び放送に関する件

建設委員会

一、住宅基本法案(新井彬之君外二名提出、
第百一回国会衆法第二四号)

二、住宅保障法案(井上泉君外五名提出、衆
法第一九号)

三、建設行政の基本施策に関する件

四、都市計画に関する件

五、河川に関する件

六、道路に関する件

七、住宅に関する件

八、建築に関する件

九、国土行政の基本施策に関する件

科学技術委員会

一、科学技術振興の基本施策に関する件

二、原子力の開発利用とその安全確保に関す
る件

三、宇宙開発に関する件

四、海洋開発に関する件

五、生命科学に関する件

六、新エネルギーの研究開発に関する件

環境委員会

一、水俣病問題総合調査法案(馬場昇君外二
名提出、第百一回国会衆法第一九号)

二、環境影響事前評価による開発事業の規制
に関する法律案(若垂寿喜君外二名提
出、第百一回国会衆法第二〇号)

三、環境汚染及び道路損耗を防止するための
スパイクタイヤの使用の禁止等に関する法
律案(戸田菊雄君外五名提出、衆法第二三
号)

四、環境保全の基本施策に関する件

五、公害の防止に関する件

六、自然環境の保護及び整備に関する件

七、快適環境の創造に関する件

八、公害健康被害救済に関する件

九、公害紛争の処理に関する件

予算委員会

一、予算の実施状況に関する件

二、昭和五十八年度国有財産増減及び現在額
総計算書

三、昭和五十八年度国有財産無償貸付状況総
計算書

四、昭和五十九年度一般会計歳入歳出決算
昭和五十九年度特別会計歳入歳出決算
昭和五十九年度国稅収納金整理資金受払
計算書

五、昭和五十九年度国有財産増減及び現在額
総計算書

六、昭和五十九年度国有財産無償貸付状況総
計算書

七、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一)

八、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その二)

九、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その三)

一〇、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その四)

一一、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その五)

一二、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その六)

一三、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その七)

一四、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その八)

一五、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その九)

一六、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一〇)

一七、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一一)

一八、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一二)

一九、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一三)

二〇、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一四)

二一、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一五)

二二、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一六)

二三、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一七)

二四、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一八)

二五、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一九)

二六、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その二〇)

二七、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その二一)

二八、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その二二)

二九、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その二三)

三〇、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その二四)

三一、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その二五)

三二、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その二六)

三三、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その二七)

三四、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その二八)

三五、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その二九)

三六、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その三〇)

三七、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その三一)

三八、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その三二)

三九、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その三三)

四〇、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その三四)

四一、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その三五)

四二、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その三六)

四三、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その三七)

四四、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その三八)

四五、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その三九)

四六、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その四〇)

四七、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その四一)

四八、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その四二)

四九、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その四三)

五〇、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その四四)

五一、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その四五)

五二、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その四六)

五三、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その四七)

五四、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その四八)

五五、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その四九)

五六、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その五〇)

五七、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その五一)

五八、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その五二)

五九、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その五三)

六〇、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その五四)

六一、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その五五)

六二、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その五六)

六三、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その五七)

六四、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その五八)

六五、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その五九)

六六、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その六〇)

六七、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その六一)

六八、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その六二)

六九、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その六三)

七〇、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その六四)

七一、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その六五)

七二、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その六六)

七三、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その六七)

七四、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その六八)

七五、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その六九)

七六、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その七〇)

七七、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その七一)

七八、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その七二)

七九、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その七三)

八〇、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その七四)

八一、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その七五)

八二、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その七六)

八三、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その七七)

八四、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その七八)

八五、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その七九)

八六、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その八〇)

八七、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その八一)

八八、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その八二)

八九、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その八三)

九〇、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その八四)

九一、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その八五)

九二、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その八六)

九三、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その八七)

九四、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その八八)

九五、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その八九)

九六、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その九〇)

九七、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その九一)

九八、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その九二)

九九、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その九三)

一〇〇、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その九四)

一〇一、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その九五)

一〇二、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その九六)

一〇三、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その九七)

一〇四、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その九八)

一〇五、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その九九)

一〇六、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一〇〇)

一〇七、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一〇一)

一〇八、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一〇二)

一〇九、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一〇三)

一一〇、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一〇四)

一一一、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一〇五)

一一二、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一〇六)

一一三、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一〇七)

一一四、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一〇八)

一一五、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一〇九)

一一六、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一一〇)

一一七、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一一一)

一一八、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一一二)

一一九、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一一三)

一二〇、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一一四)

一二一、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一一五)

一二二、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一一六)

一二三、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一一七)

一二四、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一一八)

一二五、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一一九)

一二六、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一二〇)

一二七、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一二一)

一二八、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一二二)

一二九、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一二三)

一三〇、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一二四)

一三一、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一二五)

一三二、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一二六)

一三三、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一二七)

一三四、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一二八)

一三五、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一二九)

一三六、昭和五十九年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一三〇)

一三七、昭和五十九年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その一三一)

三、国が資本金を出資している法人の会計に関する件
 一四、国又は公社が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件
 議院運営委員会

一、国会法等改正に関する件
 二、議長よりの諮問事項
 三、その他議院運営委員会の所管に属する事項

災害対策特別委員会

一、災害対策に関する件
 公職選挙法改正に関する調査特別委員会
 一、公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出、第百一回国会閣法第八二号）
 二、公職選挙法改正に関する件
 石炭対策特別委員会
 一、石炭対策に関する件
 物価問題等に関する特別委員会
 一、物価問題等に関する件
 交通安全対策特別委員会
 一、交通安全対策に関する件
 沖繩及び北方問題に関する特別委員会
 一、沖繩及び北方問題に関する件
 安全保障特別委員会
 一、国の安全保障に関する件
 対フィリピン経済援助に関する調査特別委員会
 一、フィリピンに対する経済援助等に関する件

○綿貫委員長 右各件は、本日の本会議において閉会中審査の議決をするに御異議ありませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり」
 ○綿貫委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○綿貫委員長 次に、閉会中の委員派遣に関する

件についてであります。本年度閉会中に行われる各委員会の委員派遣の基準については、お手元の印刷物のおりとし、各委員会から委員派遣承認申請書が提出されてまいりましたならば、議長において、議院運営委員長と協議の上、これを決定することに御一任願っておきたいと存じますが、御異議ありませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり」
 ○綿貫委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

閉会中委員派遣の基準(案)

閉会中の委員派遣については、次のとおりとする。
 一、特別の場合を除いては、本年度内の閉会中を通じ、原則として一人一回、一人五日以内とし、委員の員数の三分の一に十日を乗じた日数の旅費額を超えないこと。
 二、派遣先が自己の選出都道府県（北海道は自己の選挙区）にならないようにすること。
 三、参議院議員の通常選挙公示後選挙の日までの間は、原則として派遣しないようにすること。

○綿貫委員長 次に、今国会が閉会になりましても、本委員会に設置いたしました各小委員会は、いずれも引き続き存置することに御異議ありませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり」
 ○綿貫委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○綿貫委員長 次は、閉会中の理事、小委員及び小委員長の辞任並びに補欠選任につきましては、委員長に御一任願っておきたいと存じますが、御異議ありませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり」
 ○綿貫委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決定いたしました。

○綿貫委員長 次に、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。
 ○防衛事務総長 まず最初に、動議によりまして、ただいまお決めのいただきました国会法の一部改正案を緊急上程いたします。綿貫委員長から報告がありまして、共産党が反対でございます。次に、請願日程でございますが、本日の日程に掲載されております五百六十五の請願を一括議題といたしまして、いずれも全会一致でございます。

それが済みましてところで、閉会中審査の件の議決に入りますが、閉会中審査の採決順序は、お手元にご覧いただけますように六回に相なりますので、よろしくお願いを申し上げます。最後に、議長から、会期終了のごあいさつがございまして、そこで本会議は一応休憩ということになっております。
 本日の議事は、以上でございます。

各委員会の申出にかかる閉会中審査の件の採決順序
 一、(社会労働委員会)
 老人保健法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案(内閣提出)
 反対 社、公、民、共、社民連
 二、(内閣委員会)
 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)
 (社会労働委員会)
 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(第百三回国会、内閣提出)
 職業安定法等の一部を改正する法律案(第百三回国会、内閣提出)

三、(農林水産委員会)
 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案(第百三回国会、宮崎茂一君外一名提出)
 反対 社、共、社民連

四、(地方行政委員会)
 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七一号)
 反対 社、共

五、(内閣委員会)
 地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律案(内閣提出)
 (運輸委員会)
 日本国有鉄道改革法案(内閣提出)
 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律案(内閣提出)
 新幹線鉄道保有機構法案(内閣提出)
 日本国有鉄道清算事業団法案(内閣提出)
 日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法案(内閣提出)
 鉄道事業法案(内閣提出)
 日本国有鉄道改革法等施行法案(内閣提出)
 船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出)
 日本鉄道株式会社法案(嶋崎讓君外八名提出)
 日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関する法律案(嶋崎讓君外八名提出)
 日本鉄道株式会社希望退職者等雇用対策特別措置法案(嶋崎讓君外八名提出)
 反対 共

六、右を除くその他の案件
 反対 共
 ○綿貫委員長 それでは、本日の本会議は、午後一時五十分終了、午後二時から開会いたします。

この際、暫時休憩いたします。
午前十一時八分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕

国会法の一部を改正する法律案

国会法の一部を改正する法律

国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第五章の次に次の一章を加える。

第五節の二 参議院の調査会

第五十四条の二 参議院は、国政の基本的事項に關し、長期的かつ総合的な調査を行うため、調査会を設けることができる。

調査会は、参議院議員の半数の任期満了の日まで存続する。

調査会の名称、調査事項及び委員の数は、参議院の議決でこれを定める。

第五十四条の三 調査会の委員は、議院において選任し、調査会が存続する間、その任にあるものとする。

調査会の委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。

前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があつたため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、議長は、第一項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て委員を変更することができる。

調査会長は、調査会においてその委員がこれを互選する。

第五十四条の四 調査会については、第二十条、第四十七条第一項、第二項及び第四項、第四十八條から第五十條の二まで、第五十一条第一項、第五十二条、第六十条、第七十条から第七十三条まで、第百四条、第百二十條、第百二十一条第二項並びに第百二十四條の規定を準用する。

前項において準用する第五十条の二第一項の規定により調査会が提出する法律案については、第五十七条の三の規定を準用する。

附則

1 この法律は、第百五回国会の召集の日から施行する。

2 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第八條の二中「特別委員長」の下に「並びに参議院の調査会長」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

3 議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第六條中「委員会」の下に「又は参議院の調査会」を加える。

理由

参議院に、国政の基本的事項に關し長期的かつ総合的な調査を行う調査会を設けることができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第十七号

議院運営委員会議録第三十一号 昭和六十一年五月二十二日

昭和六十一年五月二十六日印刷

昭和六十一年五月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局